



## 第74回大阪税関行政懇談会

# 最近の関税政策・税関行政について

令和8年1月26日（月）  
事務局説明資料

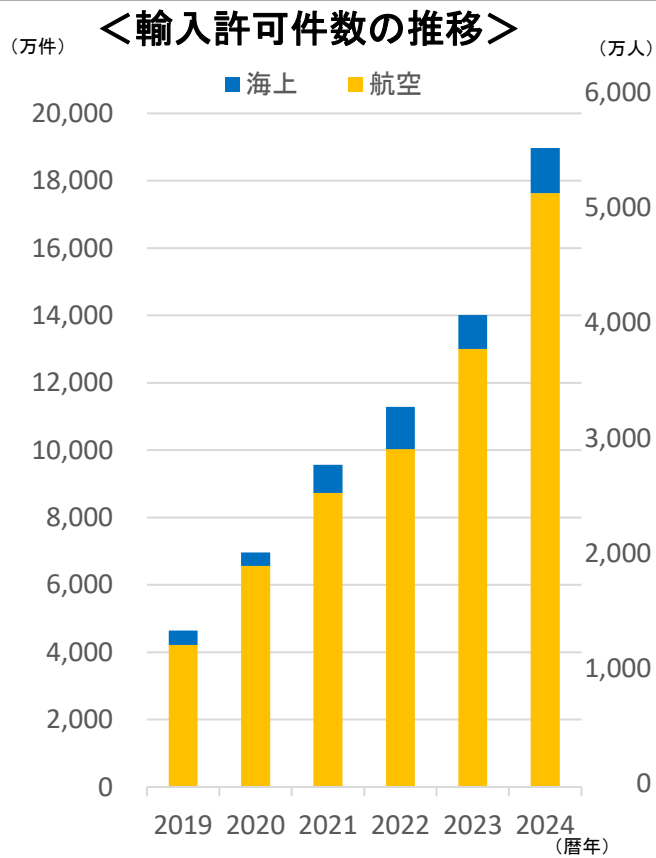


## 最近の関税政策・税関行政

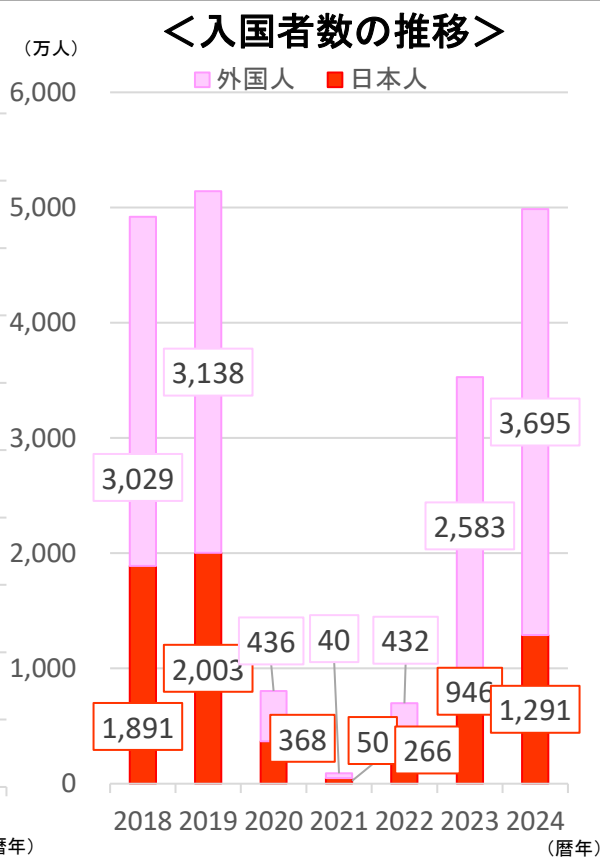
- ①日本の貿易の現状・税関を取り巻く環境の変化
- ②インバウンドに係る動向
- ③輸入貨物に係る動向
- ④EPAに係る動向

# 輸入許可件数・入国者数・関税等収入額の推移

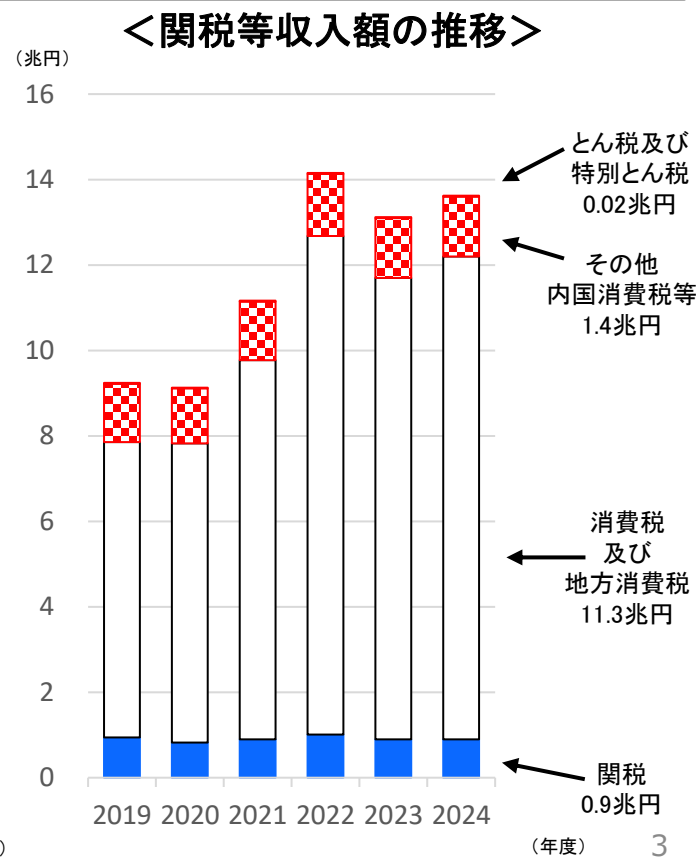
- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数は、ここ数年、大幅な増加傾向。2024年には航空貨物の輸入許可件数が2019年比約4.2倍、海上貨物についても2019年比約3.1倍と増加。
- 2024年の入国者数は訪日需要の高まりを受け、外国人入国者数が過去最高を記録し、前年比約1.4倍と増加。
- 2024年度の税関における関税等収入額は前年度比4.2%増の約13.7兆円であり、租税及び印紙収入の約16.9%に相当。



(出所)財務省関税局



(出所)出入国在留管理庁「出入国管理統計」



(出所)財務省関税局

# 不正薬物の摘発状況

- 令和6年における不正薬物の押収量は初の2年連続2トン超え。  
令和7年上半期では、不正薬物の押収量が上半期で初の2トン超え。

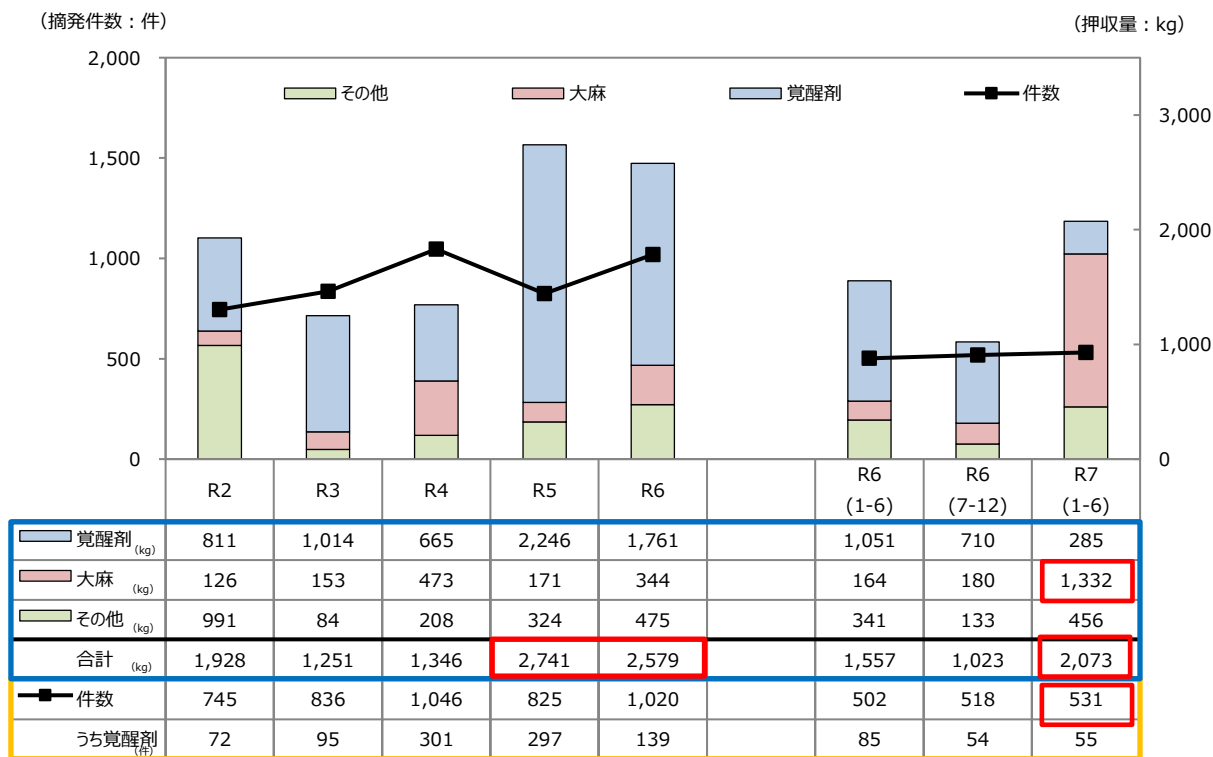
(参考1) 令和6年の不正薬物の押収量は約2,579kg (同6%減)

令和7年上半期の不正薬物の摘発件数は531件 (前年同期比6%増)、押収量は約2,073kg (同33%増)

- 令和7年上半期は、大麻の押収量が統計開始以来の最高水準となり、上半期で1トン超え。

(参考2) 大麻の摘発件数は164件 (前年同期比4%増)、押収量は約1,332kg (同約8.1倍)

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注1) 令和6、7年は速報値である。

(注2) 大麻には、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているTHC類製品を含む。

(注3) その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

# 知的財産侵害物品の水際取締り

## 【知的財産侵害物品の取締りの状況】

- 令和6年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は 33,019件（前年比4.3%増）、輸入差止点数は1,297,113点（前年比22.8%増）。
- 令和7年上半期の輸入差止件数は17,249件、引き続き高水準で推移。

## ◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



## ◆ 知的財産侵害物品の認定手続開始実績

	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	前年比	構成比
認定手続開始件数	32,033	32,869	34,253	102.6%	100%
通常手続	5,185	5,304	5,807	102.3%	16.1%
簡素化手続 (注)	26,848	27,565	28,446	102.7%	83.9%
輸入者による争う旨の申出	4,325	1,267	828	29.3%	3.9%

(注) 「簡素化手続」とは、輸入差止申立てに係る対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に侵害物品に該当するかどうかについて争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するかどうかを認定する手続をいう。

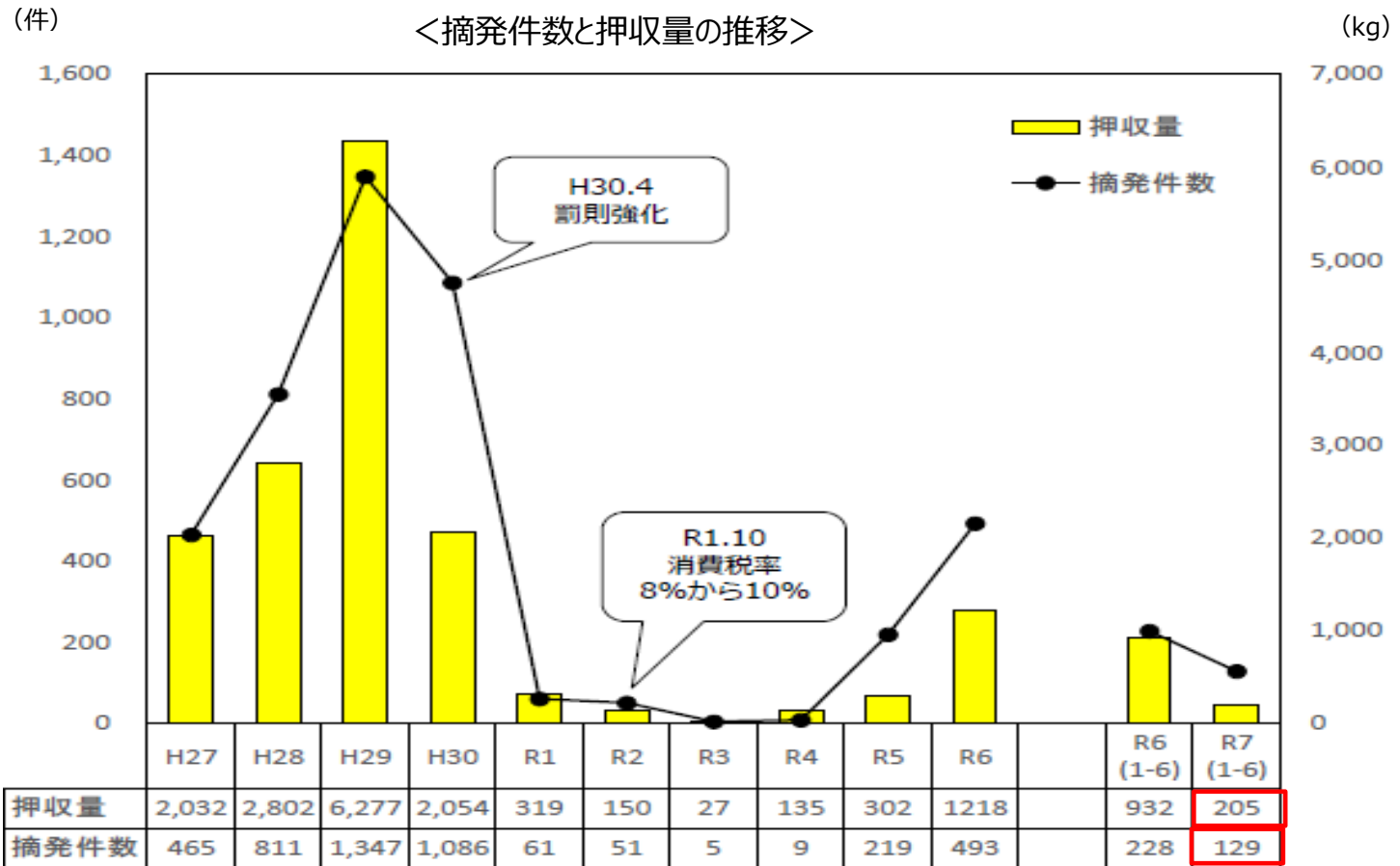
(出所) 財務省HP「知的財産侵害物品 (コピー商品等) の取締り (差止実績 (報道発表))」

## 【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

- 令和4年10月に改正関税法等が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 令和4年から令和5年及び令和6年にかけて、知的財産侵害物品の輸入差止件数は増加した一方、輸入者が「争う旨の申出」を行った件数は、令和4年の4,325件から、令和5年は1,267件（前年比70.7%減）、令和6年は828件（前年比34.6%減）と大きく減少しており、制度改正の効果が現れているものと考えられる。

# 金密輸入取締りに対する取組

- 令和7年上半期における金の摘発件数は129件（前年同期比43%減）、押収量は約205kg（同78%減）。
- 足元の摘発数は減少しているものの、小口貨物や訪日外国人旅客数の急増及び金価格の高騰をはじめとする密輸リスクが高まっている。引き続き、厳格な対応を行うとともに、更なる対策について不断に検討していく必要。



# 令和7年11月27日臨時税関長会議のポイント

- 令和7年11月27日、片山財務大臣出席のもと、「金の密輸」について、臨時税関長会議を開催。
- 片山大臣から、全国の税関長に対して、金密輸に対する総合的な対策を行うよう指示

## 金密輸に対する総合的な対策

### ①水際対策の強化

- 輸入時の検査の徹底…………… □ 情報を活用した集中取締りの実施、巧妙な隠匿手口への対応として高性能の取締・検査機器を活用。
- 輸出時の審査・検査の強化… □ カラ輸出対策として、現物確認を実施。  
□ 流通経路の不明な金の輸出時の取扱の検討。

### ②制度面の対応

- 「没収」の実施…………… □ 金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ、**無許可輸入に対する税関長の通告処分として没収を実施**（現行法制下で初めて不正薬物等以外を対象）。
- 「罰金」の大幅引上げ…………… □ **罰金相当額の算定基準を犯則時価格から大幅に引き上げ、時価相当に変更。**

### ③関係機関との連携強化

- 税関の情報収集・分析強化… □ 輸出入申告を起点としつつ、金地金の流通実態にまで踏み込み、関連する情報を収集し、分析。
- 内外関係機関との連携強化… □ 国内関係機関との連携を強化し、国内流通対策、収益の国外流出対策等を推進。  
□ 海外当局やWCO（世界税関機構）といった国際機関とも連携し、対応。

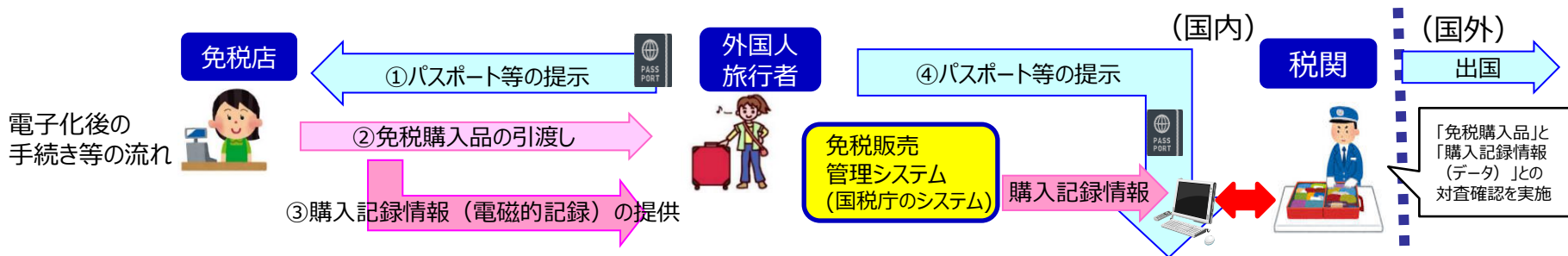
## 最近の関税政策・税関行政

- ①日本の貿易の現状・税関を取り巻く環境の変化
- ②インバウンドに係る動向
- ③輸入貨物に係る動向
- ④EPAに係る動向

# 外国人旅行者向け免税制度の見直しの背景

## 現状

- 外国人旅行者などが輸出物品販売場（いわゆる免税店）で、通常生活の用に供する物品を輸出するために購入する場合、一定の手続きに基づき消費税等が免税される。
- 購入者の利便性向上及び免税店の販売手続の効率化等を図る観点から、購入記録票の作成等を電子化（R3.10に完全実施）。
- 税関では、購入者の出国時に「免税購入品」と「購入記録情報」との対査確認を行い、免税品を輸出しないことが明らかとなった場合は、免除された消費税等相当額を直ちに徴収。



## 課題

- 捕捉の困難性：搭乗手続の締切り間際にチェックイン手続を行ったりすること等により税関のチェックをすり抜けようとする購入者も存在。
- 未納状態での出国：捕捉・賦課決定できたとしても、未納を理由に出国制限することはできず、滞納となる事案も多い。

## 令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日 閣議決定）

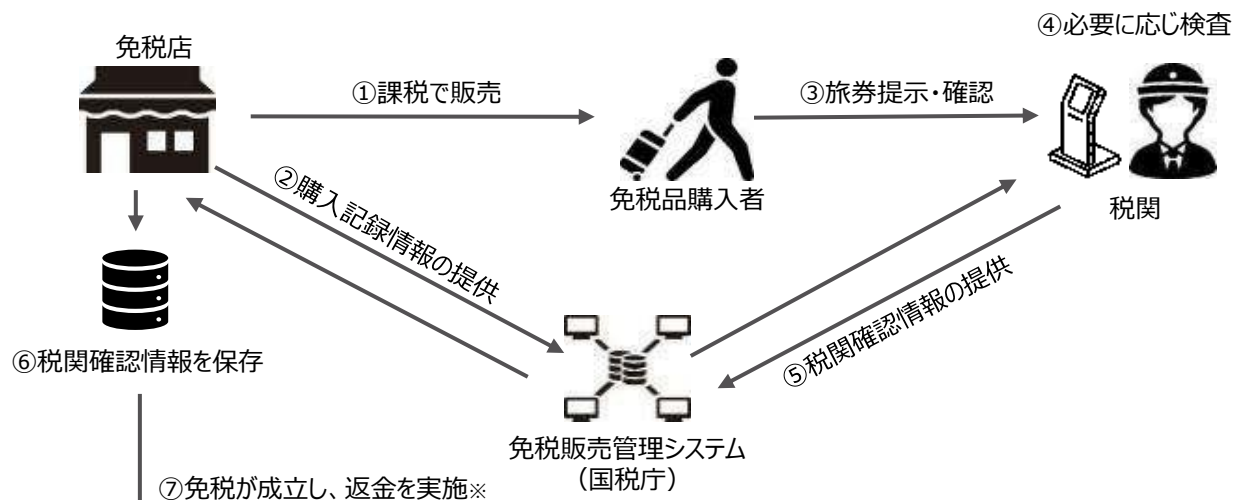
- 外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す。
- 制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において結論を得る。

# 外国人旅行者向け免税制度のリファンド方式への移行

## リファンド方式への移行

- 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、出国時に税関で持ち出しが確認できた場合に消費税相当額を返金する「リファンド方式」への移行が、令和7年度税制改正で決定。消費税法令が改正され、令和8年11月1日より施行。
- リファンド方式の実施に向けて、空海港における税関での円滑な執行やリファンド方式下での効果的・効率的な不正対策について、税関での運用方針を検討する。
- リファンド方式の運用に関し、空港等管理者や航空会社等に協力を求めるとともに、国税庁、観光庁、経産省、国交省と連携しながら免税店、外国人旅行者などに周知広報を行う。

## リファンド方式のイメージ



※ 承認送信事業者等に委託することが想定される

## 最近の関税政策・税関行政

- ①日本の貿易の現状・税関を取り巻く環境の変化
- ②インバウンドに係る動向
- ③輸入貨物に係る動向
- ④EPAに係る動向

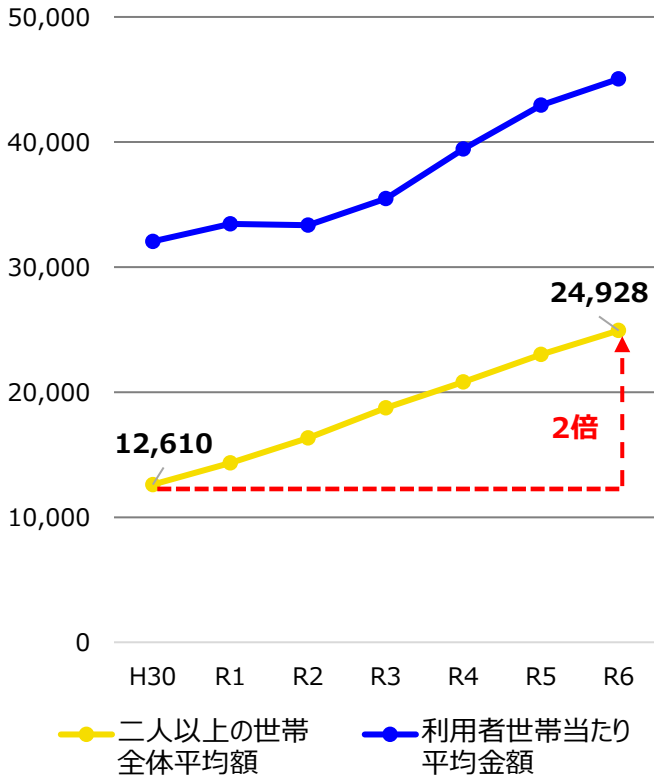
# EC（電子商取引：E-Commerce）の拡大

- 越境EC（電子商取引：E-Commerce）も含めた国内におけるネットショッピングの利用は年々増加。令和6年のネットショッピングの1か月平均支出額は、**コロナ禍前（平成30年）の約2倍**を記録。また、**利用世帯の割合も過去10年で倍増**しており、**ECが生活に不可欠なもの**となっている。
- ネットショッピング支出割合を見ると、越境ECの利用が一定程度見込まれる「衣類・履物」や、アクセサリ・雑貨等を含む「その他」の支出金額が近年増加。
- 越境ECは、今後も世界の市場規模の拡大が見込まれており、**経済成長の観点からも重要な役割**を担っている。

## 国内におけるネットショッピング支出額

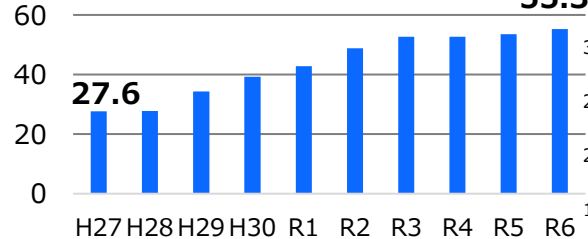
（二人以上の世帯、1か月平均）

（出所）総務省「2016～2024年 家計消費状況調査結果の概況」



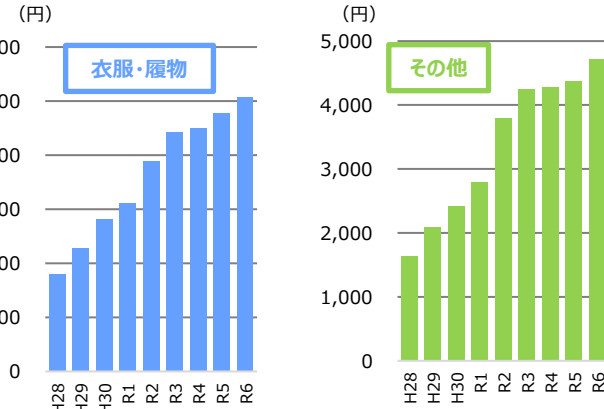
## ネットショッピング利用世帯の割合

（二人以上の世帯）



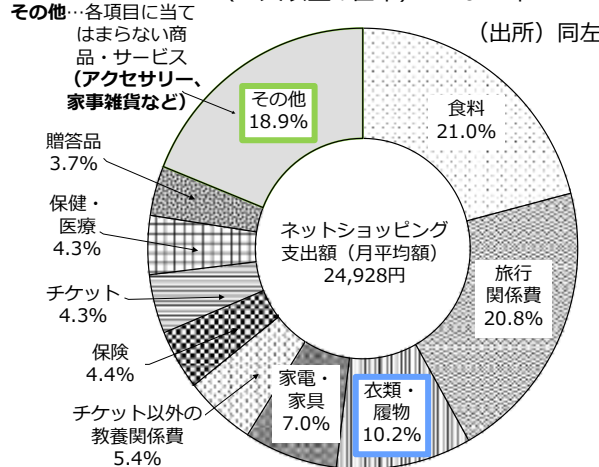
## ネットショッピング支出額の推移

（二人以上の世帯、月平均額）



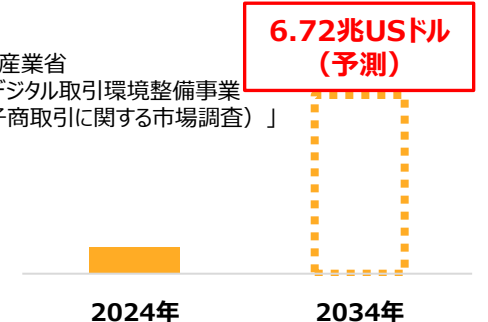
## ネットショッピング支出割合

（二人以上の世帯） - 2024年



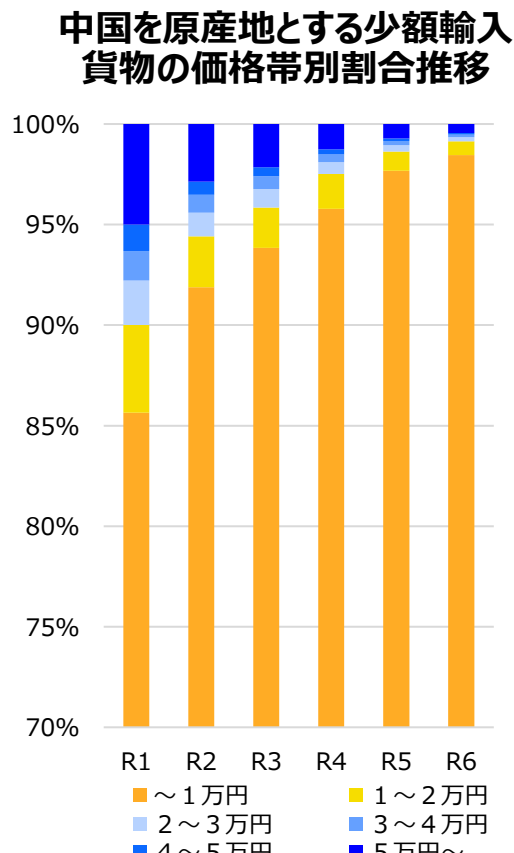
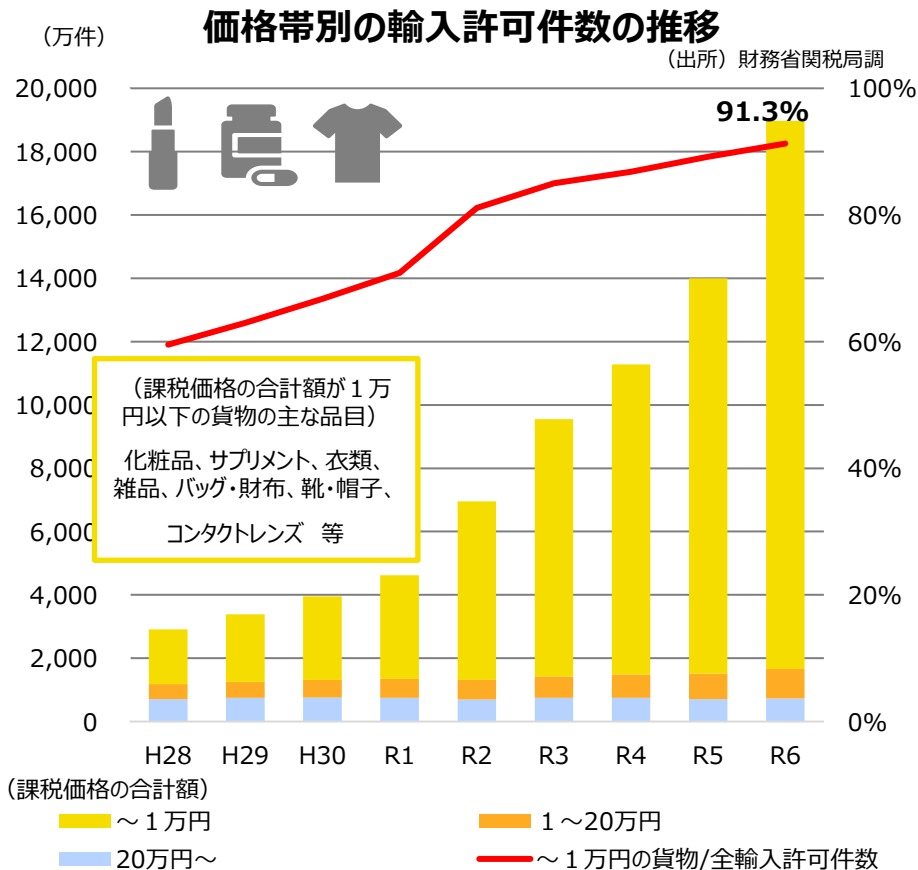
## 世界の越境EC市場規模の拡大予測

（出所）経済産業省「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」



# 少額輸入貨物の増加とBtoC（Business to Consumer）による輸入と課題

- 少額輸入貨物の輸入件数が顕著な増加傾向。このうち、課税価格の合計額が1万円以下の貨物は、令和6年において全輸入許可件数の約9割を占める。
- この主な品目である化粧品や衣類等は、個人消費者が越境ECサイトで購入することが見込まれることから、**BtoCによる輸入の増大が少額輸入貨物の増加につながっている**と考えられる。
- また、少額輸入貨物の輸入において、中国を原産地とする貨物のうち、課税価格が1万円以下の貨物の割合は、過去5年で86%から98%に上昇。
- 水際取締りの更なる強化策として、一部の貨物に対して全量検査を実施。**大量の知的財産侵害疑義物品や関税関係法令以外の許可・承認等を要する物品等が発見されるケースも散見された。**



# 急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ中間とりまとめ（全体像）

### WG立上げの背景

- 2024年の日本への輸入許可件数は約1.9億件（コロナ前（2019年）の約4.1倍）
- 特に、中国・韓国関連の越境ECサイトを利用したBtoCによる貨物（主に1万円以下）が増加
- 越境ECは消費者の生活に浸透しており、経済成長の観点でも重要な役割

輸入許可件数

約4,600万件 (R1) → 約1.9億件 (R6)

(課税価格の合計額)

- ~1万円
- 1~20万円
- 20万円~

### 水際取締り上の課題

- BtoCによる貨物を扱う一部の保税業者・通関業者の不適正な業務運営による不正事案の発生
- BtoCによる貨物の輸入申告情報の不足

➔ 税関が知財侵害物品等の摘発を十分にできていないおそれ

### 課税制度上の課題

- 消費者への直送貨物が増加し、国内外の事業者間の競争上の不均衡が発生
- 輸入貨物毎のEPA税率確認等により、納税事務が複雑化

### 社会にもたらされる危険・不安の払拭

事業者の適正な業務運営、正確・十分な情報にもとづく輸入申告のもと、税関が適正・的確なリスク判定を実施できるように対応

- 保税業者に対する行政措置、適正な業務運営へのインセンティブ等
- 簡易・迅速な通関手続の一時利用制限等
- BtoC貨物の情報入手に向けたプラットフォーム事業者との連携


### 経済的な歪みの解消・納税事務等の負担軽減


見直しによる通関実務上の相互の影響を考慮し、制度毎の検討のみならず全体像を俯瞰して対応

- 消費税に係る少額免税制度の見直しにおける適正課税の確保
- 関税に係る少額免税制度に係る検討の継続
- 課税価格決定の特例の廃止
- 簡易税率の利便性向上による事務負担軽減

※上記のほか、国際郵便・通関業者を取り巻く環境・税関の体制整備も議論

### 対応を通じて目指す姿

 安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化という“3つの社会的要請”の実現

➔  越境ECの発展と、消費者にとっての安全性・事業者間の公平性の確保に寄与

3つの社会的要請

- 安全・安心な社会の実現
- 適正かつ公平な関税等の徴収
- 貿易の円滑化

（令和7年11月26日 関税・外国為替等審議会関税分科会WG資料参照）

# ① 保稅業者に対する業務改善命令の創設等（令和8年度関稅改正）

## 関稅・外國為替等審議會答申（令和7年12月16日）

- 保稅業者は、保稅地域において、税関の輸入許可前の外國貨物を適正に管理する役割を担っている。
- 輸入件数が急増する中、特に通販貨物を扱う保稅業者において、不適正な貨物管理が疑われる事案が発生。
  - 例・輸入許可を受けていない貨物を保稅地域から搬出
    - ・ 滅却予定の知的財産権侵害疑義物品を輸入許可済の貨物と誤認して搬出
    - ・ 保稅地域内で従業員による申告外物品の抜き取り
- 税関は、保稅業者に対して、①助言・指導、②貨物の搬入停止等の処分のいずれかにより、監督を実施。



- 保稅業者が行う業務のより適正な遂行を担保するための規定を整備することが適當。
  - ① **保稅業者に対する業務改善命令の新設**
  - ② **保稅業者が適正な貨物管理を行うための体制等を規定した規則を定めることの法定化**
  - ③ **貨物搬出時の確認義務の新設**

（令和7年12月16日 関稅・外國為替等審議會関稅分科会資料参照）

### 保稅業者の役割

海外から貨物到着



保稅地域搬入



税関による審査・検査



税関による輸入許可



搬出（国内配送）



保稅業者

保稅地域で貨物を管理

# 少額輸入貨物に関する主な課税制度の概要

- 輸入通関における**納税事務等の負担軽減**を目的の一つとして、課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について関税及び消費税を免除する①**少額免税制度**や、少額輸入貨物（課税価格の合計額が20万円以下）について7区分の関税率を適用する②**少額輸入貨物に係る簡易税率**が設けられている。
- 課税価格の合計額が20万円超も含めた全ての貨物については、商業貨物と個人的な使用に供される貨物（個人使用貨物）との間の**課税の公平性確保**の観点から、③**課税価格決定の特例（0.6掛け）**が導入されている。

## 少額輸入貨物に関する主な課税制度の概要

課税価格の合計額	商業貨物	個人使用貨物
1万円以下	<p>①<b>少額免税制度</b>            導入年：1989年            概要：関税・消費税を免除            目的：申告納税・賦課課税事務の負担軽減</p>	<p>③<b>課税価格決定の特例（0.6掛け）</b>            導入年：1980年            概要：課税価格＝海外小売価格×0.6            目的：課税の公平性確保            （商業貨物と個人使用貨物）</p>
1万円超 20万円以下	<p>②<b>少額輸入貨物に係る簡易税率</b>            導入年：1993年            概要：7区分の関税率の適用            目的：申告納税・賦課課税事務の負担軽減</p>	
20万円超		

（令和7年10月17日 関税・外国為替等審議会関税分科会WG資料）

## ② 課税価格決定の特例（0.6掛け）の廃止（令和8年度関税改正）

### 関税・外国為替等審議会答申（令和7年12月16日）

- 商業貨物と個人使用貨物との間の課税の公平性の確保のため、個人使用貨物に限り、課税価格を「海外小売価格×0.6」とする本特例は、海外旅行の土産品等を念頭に、昭和55（1980）年に法制化。
- 越境ECの拡大により、個人消費者向けECサイトで商品を販売する国外事業者と、商業貨物として商品を輸入し消費者に販売する国内小売業者との間での競争上の不均衡が顕在化。本特例を利用しながら、国内での再販売等が目的と見受けられる事例も存在。



○ インターネットの普及や海外旅行の一般化等により、本特例の立法趣旨の前提は消失・変容。更に、競争上の不均衡や特例の不正利用といった課題の顕在化を踏まえ、適正かつ公平な関税等の徴収の観点から、**課税価格決定の特例を廃止することが適当。**



（令和7年12月16日 関税・外国為替等審議会関税分科会資料参照）

### ③ 消費税に係る少額免税制度の論点

#### 背景・現状の課題

- 納税者の事務負担の軽減等のため、少額貨物（一部の品目を除く）で消費税を免除する制度。1989年導入。政府税制調査会専門家会合において、国内外の事業者間の競争上の不均衡の解消を目的として見直しを検討。
- 既に見直しを実施したEU・豪州では、税務当局に登録を行ったプラットフォーム（PF）事業者等に対し納税義務を課す制度が導入。PF等を通じて購入される少額の通販貨物について、課税時期が販売時と輸入申告時の2パターン生じる。

➡ 通関業者及び税関が、輸入申告時に課税される貨物が否かを識別できる必要

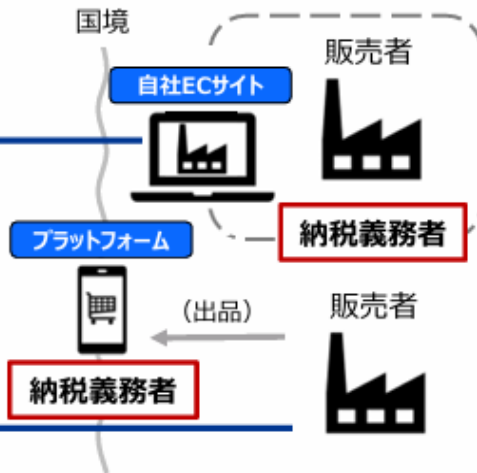
※ 少額貨物：課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物

#### EU・豪州における少額の貨物に係る消費税等の課税方法

##### A. 自社ECサイトで販売



- ① 注文を受け海外から国内消費者に直送
- ② 消費者が注文・決済時に販売者・PF事業者が消費税等支払い
- ③ 販売者・PF事業者が税務当局へ納税



#### 専門家会合における課税方法の見直しの方向性

	納税義務者	課税時期	納税先
国税当局に登録を行ったPF事業者等が販売する少額貨物	PF事業者等	販売時	国税当局
上記以外の少額貨物	輸入者	輸入申告時	税関

※EU・豪州での対応をもとに記載

- EU方式**：税務当局への登録（任意）をした販売者・PF事業者が納税。登録がない場合は消費者に納税義務。（少額免税制度自体を廃止）
- 豪州方式**：税務当局への登録（一定規模以上の場合に登録義務）をした販売者・PF事業者が納税。登録がない場合は免税。（少額免税制度は存置）

#### 対応の方向性

- ◆ 輸入申告項目への「プラットフォーム事業者等の番号」及び「販売時における課税の有無」の追加
- ◆ NACCSや通関業者をはじめとした民間事業者の自社システムへ与える影響を踏まえた準備期間の確保
- ◆ 財務省関税局・税関から通関業者・輸入者に対する十分な事前説明の実施

※ NACCS：輸出入・港湾関連情報処理システム

また、適正かつ公平な消費税の徴収の観点から、国際郵便においても一般貨物と同様の措置を取る必要。

（令和7年11月26日 関税・外国為替等審議会関税分科会WG資料参照）

## ④ 関税に係る少額免税制度の論点

### 背景・現状の課題

- 納税者の事務負担の軽減及び税関の円滑な通関処理のため、少額貨物（一部の品目を除く）で関税を免除。1989年導入。
- 少額貨物の多くで関税が免除されていることにより、**国内外の事業者間の競争上の不均衡**、分割発送・低価格申告等の誘因による**課税の中立性**への影響、**国内産業保護機能**への影響等の課題が顕在化する可能性。
- 少額免税基準（1万円）の引下げ・廃止は、上記の課題解消につながる一方、通関業者の**申告納税業務**・税関の**賦課課税業務**が新たに発生。迅速な通関の実施に影響が生じ、輸入者の利便性を損なうおそれ。
- 少額免税基準の引上げは、課税の対象となる貨物が減ることで貿易の円滑化の促進につながる一方、**世界的な少額免税制度廃止の潮流**や日本における消費税に係る少額免税制度見直しの検討との整合性に懸念。

※ 賦課課税方式：税関が関税等の納付すべき額を決定する方式。課税価格の合計額が20万円以下の国際郵便物に対し適用。

### 納税事務の例（関税額の確定に必要な主な作業）

- ◆ **品目分類** 輸入統計品目表（実行関税率表）から輸入貨物が該当する統計番号を特定
- ◆ **原産地の証明** 輸入貨物の原産地（＝物品の「国籍」）を確定
- ◆ **適用税率の決定** 適用する税率を選択・決定（後述）

- ・ 品目は、9,000以上に細分化。
- ・ 税率には、法律に定められた国定税率（基本税率・暫定税率）の他、WTO協定税率、EPA税率等がある。各税率が実行関税率表に記載。

（品目の細分化イメージ）



### 諸外国の少額免税基準

国名	関税	付加価値税等
米国	廃止（2025年8月）	-
EU	150ユーロ	廃止（2021年）
英国	135ポンド	廃止（2021年）
豪州	1000豪ドル	廃止（2018年）
韓国	150米ドル	150米ドル

### 対応の方向性

- ◆ **納税事務全体の見直し**（少額輸入貨物に係る簡易税率の見直し）と**本制度に係る検討の継続**

検討にあたっては、諸外国の関税に係る少額免税制度の動向や日本における消費税に係る少額免税制度の見直しの今後の状況を踏まえることが必要。併せて、納税事務全体の見直しの影響と効果等を確認するため、通関業者や国内事業者と意見交換を実施。

また、適用除外品目の該否の確認が納税事務等の負担となっているため、適用除外品目の見直しも考えられる。

（令和7年11月26日 関税・外国為替等審議会関税分科会WG資料参照）

## 最近の関税政策・税関行政

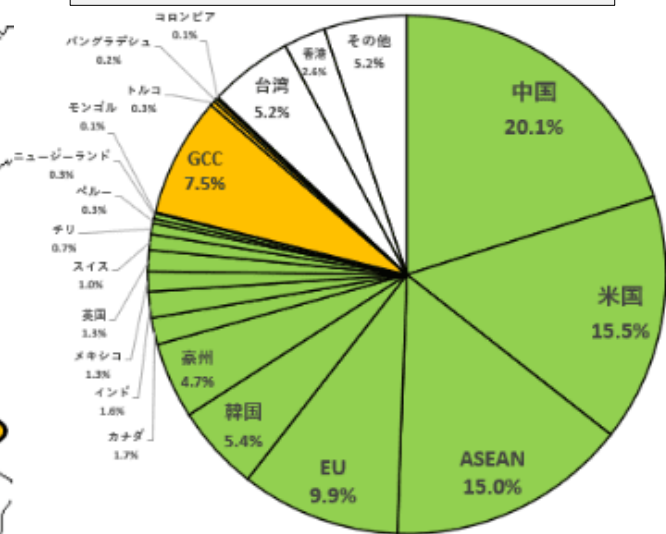
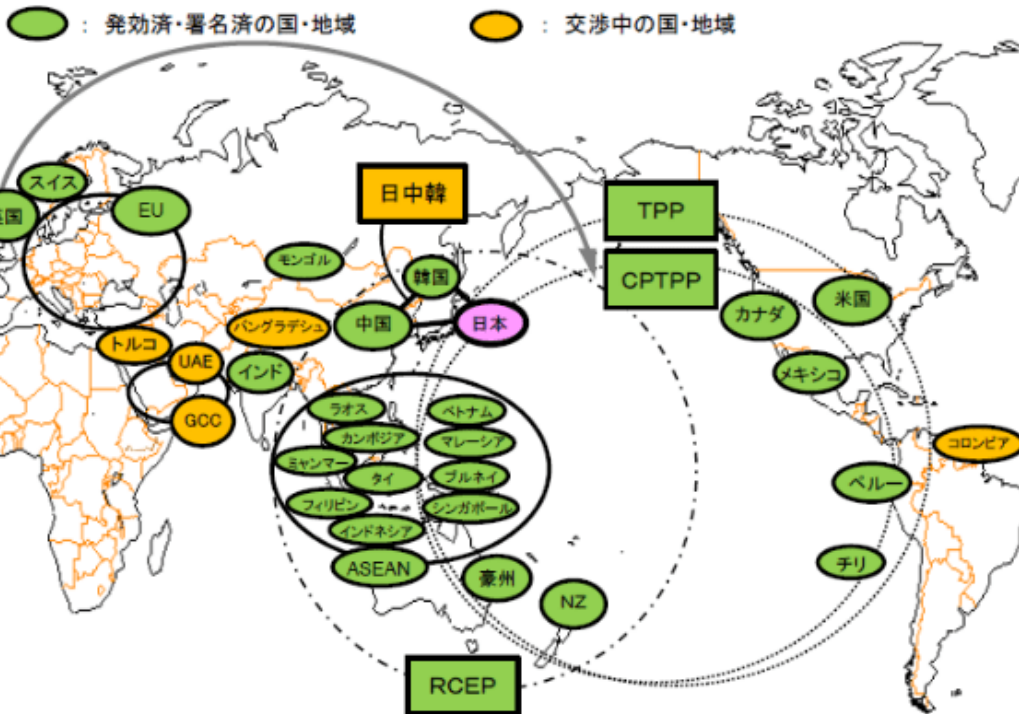
- ①日本の貿易の現状・税関を取り巻く環境の変化
- ②インバウンドに係る動向
- ③輸入貨物に係る動向
- ④EPAに係る動向

# 我が国におけるE P A等の現状

発効済 (20)	2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	パルー	2021.1	英国
	2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
	2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
	2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP		
	2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU		
	2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		

署名済 (1) T P P 12 (2016年2月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合 (2024年)



発効済 + 署名済	計 : 78.9%
交渉中 (含む中断中)	計 : 8.1%
発効済 + 署名済 + 交渉中	計 : 87.0%

(2025年7月現在 ; 外務省HPより抜粋)

出典 : 財務省貿易統計 (2024年確々報値)

# 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

## 概要

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定から米国が離脱した後、日本がリーダーシップを発揮してTPP協定の一部を凍結した上で同協定の内容を実現する新たな協定(CPTPP)について交渉を進め、米国以外の11か国で署名。2018年12月に発効。
- 幅広い分野をカバーした高い水準の新たな共通ルールを維持し、世界に広めていく意義を有する。
- 協定の最高意思決定機関であるTPP委員会(閣僚級)を原則年一回開催。2025年議長国はオーストラリア。
- 2024年12月に英国が加入。現在はコスタリカの新規加入手続中。
- 加入プロセスに関する意思決定は、オークランド三原則(①加入要請エコノミーがCPTPPの高い水準を満たす用意があること、②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示していること、③締約国のコンセンサス)に基づいて行われる。

## 締約国

メキシコ  
日本  
シンガポール  
ニュージーランド  
カナダ  
豪州  
ベトナム  
ペルー  
マレーシア  
チリ  
ブルネイ  
英国

## これまでの経緯

協定発効前	2010年3月 TPP協定交渉開始(当初は8か国) 2013年7月 日本が交渉参加 2016年2月 署名 2017年1月 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報 米国、TPP離脱の大統領覚書を発表		2017年3月 TPP閣僚会合: 11か国で議論開始 11月 TPP閣僚会合: CPTPP大筋合意 2018年3月 署名式 7月 日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通報 12月 CPTPP発効(署名11か国のうち6か国) ※ 2023年7月 ブルネイを最後に署名11か国全てについて発効				
協定発効後	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
議長国	日本 <sup>*1</sup>	メキシコ	日本	シンガポール	NZ	カナダ	豪州
TPP委員会の開催状況	1月 第1回会合 10月 第2回会合	8月 第3回会合	6月 第4回会合 9月 第5回会合	10月 第6回会合	7月 第7回会合	11月 第8回会合	
新規加入に関する動き			2月 英国加入要請 6月 英国の加入作業部会設置(議長:日本) 9月 中国加入要請 台湾加入要請 12月 エクアドル加入要請	8月 コスタリカ加入要請	5月 ウクライナ加入要請	9月 インドネシア加入要請 11月28日 コスタリカの加入作業部会設置(議長:ペルー)	8月 フィリピン加入要請 UAE加入要請
				12月 ウルグアイ加入要請		12月15日 英国の加入議定書が発効 <sup>*2</sup>	

## 人口合計

約5.8億人  
(全世界の約7.3%)

## GDP合計

約15.5兆ドル  
(全世界の約14.6%)

## 貿易総額

約8.3兆ドル  
(全世界の約17.5%)

※1 第1回TPP委員会において、2019年は特別措置として日本がTPP委員会議長を務め、2020年以降は国内手続完了の通報順に輪番とすることが決定。

※2 英国に加えて8か国(日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ)については2024年12月15日に発効。豪州については2024年12月24日に発効。

【出典】国連、IMF(数字は2023年値)

# 主な動きのあるEPA

## 1. バングラデシュ（交渉中）

○2024年5月に交渉開始。これまで7回の交渉会合を実施。

○バングラデシュは2026年11月にLDC卒業見込み。本年度（2025年）の関税改正において、LDC特恵の適用対象外となるまでの期間をLDC卒業後3年以内に延長したところ。

## 2. UAE（交渉中）

○2024年9月に交渉開始を決定・公表。これまで7回の交渉会合を実施。

## 3. GCC（交渉中）

○2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断。

○2024年12月交渉再開。これまで2回の交渉会合を実施。

（※）GCC（湾岸協力理事会）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

## 4. トルコ（交渉中）

○2014年に交渉開始。これまで17回の交渉会合を実施。直近の交渉会合は2019年12月に実施。

## 5. インドネシア（一般見直し）

○2023年12月の首脳会談において大筋合意。2024年8月8日に改正議定書に署名。

○両国において発効に向けた国内手続を実施中。

# 原産地証明書のデータ交換の取組

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPA（経済連携協定）に基づき発給される原産地証明書のデータ交換を推進。
- 原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、2021年にインドネシア、タイ及びASEANとの協議を開始。
- 輸入者においては書類入手に要するリードタイム短縮、税関においては原産地証明書の真正性確保の効果。

## 日インドネシア EPA

2023年6月、運用開始。

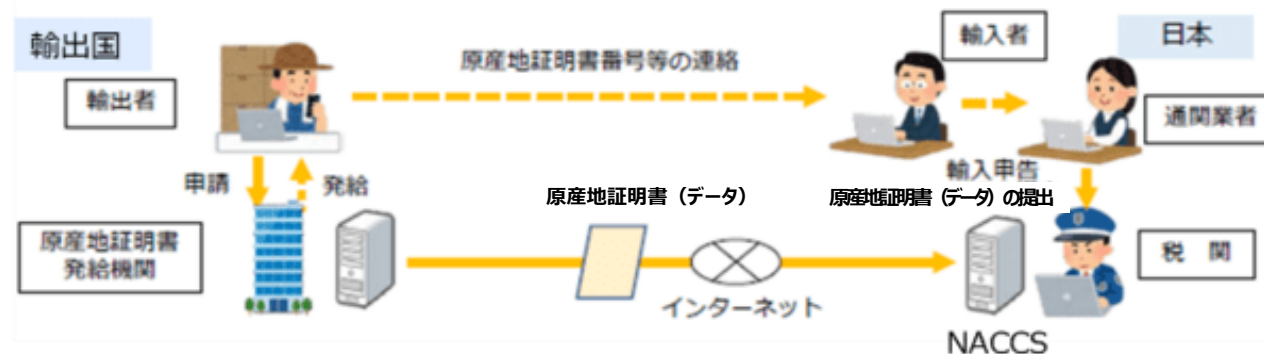
## 日タイEPA

2025年6月、日本への輸入について運用開始。  
同年11月、日本からの輸出について運用開始。

## 日・ASEAN協定

早期実現に向け、データ交換に必要なデータ項目や業務フロー等を協議中。

### <原産地証明書のデータ交換のイメージ>



※輸出国側での日本からの輸入の場合も同様の流れ。

(令和7年10月3日 関税・外国為替等審議会関税分科会資料参照)